

様式（第二十二條関係）（日本産業規格A列七番）

（表）

年 月 日交付第 号（使用期限一年）		
職 名	氏 名	生 年 月 日

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三十三條第一項及び第二項の規定による

立 入 検 査 証

主務大臣 印

（裏）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律抜粋

第三十三條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用の確保の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、木材関連事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることが

できる。

- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、登録実施機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第三十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十八条 第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項

の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。